

乙第16号証の2

平成31年1月17日(木)

| | |
|---|-------------------|
| メ モ | 担当者 [REDACTED] |
| <p>会社名・役職 大川原化工機株式会社 顧問 氏名 相嶋 静夫 生年月日 [REDACTED]</p> | |
| <p>1 取調べ日時・場所 1月16日 [REDACTED] [REDACTED]</p> <p>2 取調べ内容 ※【 】: 項目 []: 調べ官の問い</p> <p>【省令公布後】 ・省令の公布が平成25年10月13日とあるからそれ以降だと思うが、経産省から島田宛に冊子が郵便で届いた。官報みたいな物だったと思うが、その書類を見て「なんだい、これだけかい！何も書いてないな！」と思った。 というのも運用方針が書かれていない。法令としては非常にインチキだ。 [REDACTED]はその郵送冊子を見たか、また会話をしたか？ →[REDACTED]は2階に自席があるのでその時にはいなかったと思う。自分と島田、[REDACTED]、システム管理の[REDACTED]辺りは、近くにいたから話は聞いていたと思う。ただ[REDACTED]等は内容は理解していないだろう。 ・島田は社長室にその後話しに行ったのでは無いかと思う、覚えていないが。 その後も自分が何度も島田から相談を受けたり指示出しをしたかどうかは覚えていない。 自分の退任が決まっていて事後継承をやっている時期だから・・・島田は取締役であり、部長を兼務していない時期だと思う。ただし当時、主務として規制に関して担当をしていたのは島田だ。 [島田に指示した点は[REDACTED]に伝わったか？] →わからない。組織的には直接の部下ではないし。 結果(社としての方針)は話しているかもしれないけど。</p> <p>【イロハについて】 ・この項目は、AND という考え方であり、該当するかしらないかを個別に判断するものではない。○×式なんかでは間違えてしまう。</p> | |

【イについて】

- ・大型機以外は該当する。

【ロについて】

- ・該当するかしないは、きちんと判断すべき。
- ・専用機械で言えば NL 系がある。
- ・FOC はファインセラミクス用で $180 \mu\text{m}$ の製品を作るもの。
L は食品や医薬品用。
MOC はその中間タイプとして作られた。
- ・ディスク機にノズルを付けてもできる。生産性の点ではうまくいかない。
(言い換えると)「モノができるか」と「運転できるか」では意味が違う。
- ・粒子径を下げるほどに静電気の影響を受けるから、製品が壁面に付く。だから噴霧速度を上げないといけない。

たとえば N₂ クローズドシステムとは、酸素つまり空気があると爆発するような溶剤(アルコール)等を噴霧乾燥するときを使うもの。微粒化ノズルを付けると、ディスクで使うものより使用する窒素が増えてしまう。つまり排気量が増え過ぎでしまうので圧力調整するための機器を、廃棄部分に付けなければならなくなる。

そうすると日本国内法の高圧ガス法に違反することになるから、運転はできないという事になる。メーカーもそんな機器は売ってくれないと思う。

壊れてもいいからという考えで運転するならば、一番弱いマンホール部分や他の部分からも漏れ出る。壊れてしまうし、止まるように設計されている。

- ・(そもそも)『製造できる』と『つくれる』とでは意味が違うから。製造できるというのは、継続して運転できる事なんだよ。

[他の技術者は、単純に交換すれば該当です、と話しているが?]

→あいつらだから。一回運転を停止してからそれを又継続できるかと言えば、無理だから。

装置として機能はしないが、『1%でも、できる』ということ『できる』と言うのであれば、それは、できる。

- ・HEPA は 3μ 以下のものを 99.9% とれる、つまり細菌はとれないんだよ。
細菌は数ミクロンのもので、ホコリと共存している。だから HEPA でもとれる。
機械の中にホコリが存在するのは考えられない。細菌単体を HEPA でとることはできない。だからバグフィルタで細菌をとることはできないんだ。
- ・L8 の輸出はしていない。なぜなら海外の方で作っているからだ。

L でも細菌の噴霧乾燥をすることはできると思うが、それを製品として回収することはできない。(オペレータが)みんな被曝しちゃう。(そんな設備があるところで作ったとしても)人が入ればみんな即死だよ。

[RJ 付きの定型機にはどのようなものがあるか?]

→一番多いのは NL-5。RL にも RJ 付けたのがあるかな。RL-2, RL-3, RL-5, RL-8

はシリーズとしてある。L8i も載せたのがある。

そもそも汎用性のある装置ではないから、あれだけの種類の機械がある。

輸出された機械で、そこだけ交換して作れるかと言ったらそれは難しいと思うし。

文面では『製造』となっているからね。

『可能』と『製造できる』は違う。

【ハについて】

[大腸菌は40℃で殺菌できると。(相嶋が)話していましたが?]

→ AG にはそういう話はないんだよ。向こう(経産省)にも、大腸菌も40℃で殺菌できるとかいう話になるよ、と言ってある。でも大腸菌が悪いんじゃないんだよ。

生物兵器になる細菌のことを言っているんだよ。大腸菌も変異のものは入っているけど。

菌は死ぬときに毒素を出すんだ。その時の毒素を殺せますか?ということ。

AG の本来の趣旨からずれてるんだよ。経産省は[]だから。

技術的なところと話は違うんだから。言葉だけ捉えて、本来の趣旨(NBC)からズレているという点では非常に不満!

・社長も学会なんかで大学の先生たちと話している。その先生たちは、うちの機械では『殺菌』はできないと言うだろう。『滅菌』じゃないと毒素が残るから。『殺菌』を定義していないところに問題がある。

・島田が『高度な殺菌』を確認するべきだった。

個人としてはここを確認しなかった点がうかつだったと思う。

「『測定はレーザーで』としたように、(脚注を入れてと要求していたのだから)殺菌の定義はもう一度確認しとけ」と話していた。

まあ確認していないんだと思う。しているなら、島田も「確認した」と言うはずだから。

【ガサ後の社内】

・島田から全社員にメール出てるから。今あるやつは、今後も含めて申請しろと連絡が出ていた。

[搜索があった日に島田に電話したそうだが?]

→島田「なんだろう」

相嶋「海外だからおまえだろ」

島田「思い当たることはない」

と言っていた。自分としては「物質(噴霧乾燥機で作ったモノ)か製品(噴霧乾燥機)かな?」と思った。

というのも、以前[]が島田に対してタングステンカーバイトがどうこうと相談していたから、その話かなあと思った。輸出品にあるうちの『タングステンカーバイト』とは何か、と税関から問い合わせがあったと話していた。『タングステン』が税関で

規制だからだと思う。

[非該当とするにあたり、実証実験は行ったか?]

→皆の認識としてTi 250の時、To 100という結果は知られている。

客からの要望があり、L8 で入口温度250℃で各部の温度は測ったことがある。

内容は「水も何も噴霧していないのに、なぜ出口温度が100℃にしかならないのか?」という客からの疑問にこたえるためであった。

ただし30年ほど前の話なので書類(手書きにしろワープロにしろ)は残っていないはず。

自分の名前が載っている会議録は、実際には[]が出ているはず。

【システックとのメール内容(デンマーク)を提示しながら】

・デンマークは『滅菌』、英文でも『滅菌』、そもそも『殺菌』なんて言葉はなかった。

『滅菌』は全ての菌類を死滅させるという『超高度な殺菌』なんだ。

島田には何度も『殺菌』について連絡させている。それは要望ではなく「なんでだよ!」ということ。施行の2年前から島田からも申し入れさせている。

・[]は[]だよ、一番。

『乾熱滅菌』を『殺菌』と勘違いしてんじゃねーか!?!と思った。その誤解をときに行ったのに、それを理解しようとしなから、大声で言ってやったんだよ。それならば、と殺菌の定義を付けなさいよ、と言ったんだ。

[]の[]([]先生?)が、大学の先輩だったからあんまり言えなかったんだけどさ、言ってやったよ、バカ野郎ってさ。あいつも乾熱滅菌を殺菌と思っていたんだよ。その常識は違いますよと言ったんだ。二人とも大声で言い合ってたら、審議官[]が、「まあまあ」と言ってきたんだ。

だからおれは「まあまあ」なんて言うんだったら、『殺菌』と入れるならそのレベルを指定しなさいよと言ってやったんだ。

システックにも経産省の方へも自分は何度もメールや電話で申し入れしている。

経産省にはこうしなきゃいけない理由(輸出させたくないような理由)でもあるのか?と聞いたりもした。

和訳して、それを更に条文化する際に言葉を換えるなんておかしい。

裁判の時にはその時の内容を全部出せて言ったっていいんだ。

・話し合うメンバー(専門家)の中に、細菌学者も不在なのに『殺菌』と言い換えてしまっているのが問題。

・島田は同じ場にいたが『乾熱滅菌』を『殺菌』としている点の問題について、その内容を理解していたかどうかはわからない。『滅菌』の話はしていたが『殺菌』の話が出たのは最後頃だった。そのために同じ認識があるかは不明。

・社長は同じメールを見ているが、一番反応していたのは自分。

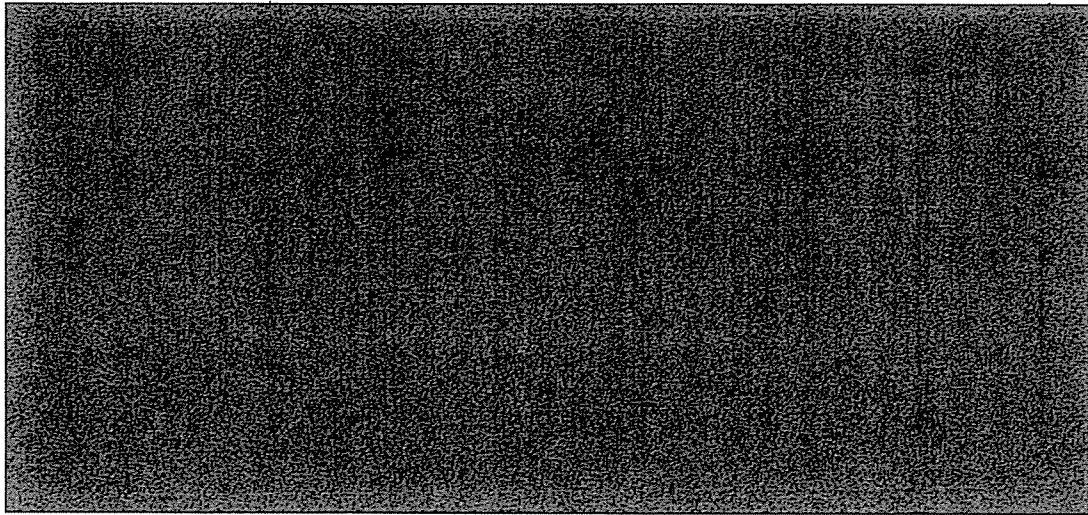
他のメンバーもデンマークの話には反応していたが『殺菌』についての話には反応

していない。

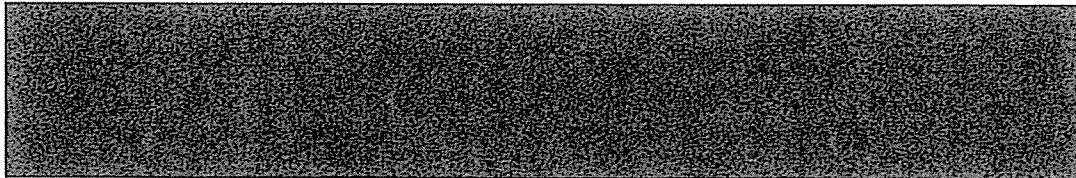
- ・うちの噴霧乾燥機は『乾熱滅菌』できるような機械ではない！
しかし『殺菌』は・・・それ用につくればできる。

【人間関係】

- ・先代の社長に「正明（当時は専務）をサポートしてくれ」と頼まれていた。
- ・社長は[REDACTED]。私はハッキリものを言う。
だから、あくまで想像であるが、今回の件を社長が決断するのは難しいと思う。
文字になってしまうと・・・（『殺菌』の件の懸念）と、私は気にしたが社長はそこを気にしてなかったのではないかと。私から社長にその話はしていない。

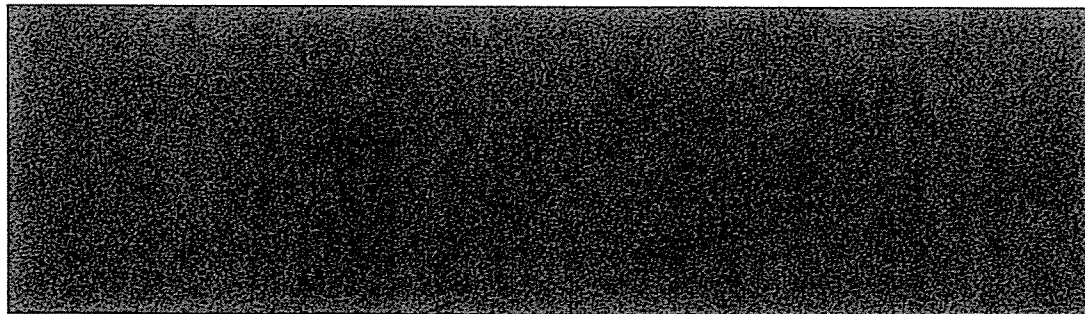


【外国人】



【その他】

- ・経歴確認



[今後許可申請してから輸出することになっても問題はないか?]

→ひっかかるならば、申請出すつもりでやっている。

非該当と判断してしまったからこんな事になってしまっている。判断の甘さはあったのかと思う。社長も島田もその他の人間も『殺菌』という言葉が「カビを殺菌する」という理解でいたのかなと思う。

許可申請していなくて、得になることは無かったと思う。申請すると時間がかかるとは聞いていた。

一つ、全部該当するモノを輸出してみれば良かったのかもれない。そうすればその後の申請がスムーズになるから。

今回のこともまた、経産省と交渉しなくてはならないと思っている。

確認して、一文でももらっとけば違っていたらという反省はある。

これは経産省の間違いであると思っている。